

バイオ燃料の使用に対する減税措置

政府・与党は12月6日、植物から精製するバイオ燃料を混ぜた“混合ガソリン”の普及を促すため、混合分へのガソリン税（揮発油税・地方道路税）を免除する方針を固めた。市販されている“混合ガソリン”の大半は、バイオ燃料を制限最大値の3%含んでおり、通常のガソリンより1.6円/L程度税負担が軽くなる。現行税制ではバイオ燃料を混ぜても一般のガソリンと同じく53.8円のガソリン税がかかっている。13日にもまとまる08年度の与党税制改正大綱に盛り込む。

08年1月召集の通常国会で関連法案が成立すれば、秋にも実施する。福田政権は温暖化対策を08年7月の主要国首脳会議（洞爺湖サミット）の主要議題に据える方針で、税優遇でバイオ燃料を後押しする。

バイオ燃料の代表例は、サトウキビやトウモロコシなどを発酵させて製造する“バイオエタノールである。”混合ガソリン“の市販は07年4月に本格始動したばかりで、初年度の減税効果は数億円程度であるが、政府はガソリン消費量の1割程度まで普及させたい意向で、2010年度には減税規模は200億円を超える見通しである。

（日本経済新聞07年12月6日）